

知財業務における生成AI活用：人間関与の「三層設計」とガバナンス指針

企業知財部門のための「七層実装フレームワーク」

層1-2：タスク分類とインプット制御



各業務のレベル配置（HITL等）を定め、入力禁止情報（出願前発明等）と利用可能サービスをリスト化する。

層3-4：アウトプット検証と責任の明示



二次ソースでの実在確認を義務化し、AI寄与範囲を記録。署名は必ず人間が行う。

層5-7：文書化・対応・改善



監査ログの保存、インシデント対応手順の策定、およびKPI（品質指標とリスク指標）による継続的改善。

原則：HITL (Human-in-the-Loop)

権利範囲の決定や経済的影響が不可逆な重要業務は、必ず人間（弁理士等）が最終判断・実行を行う。

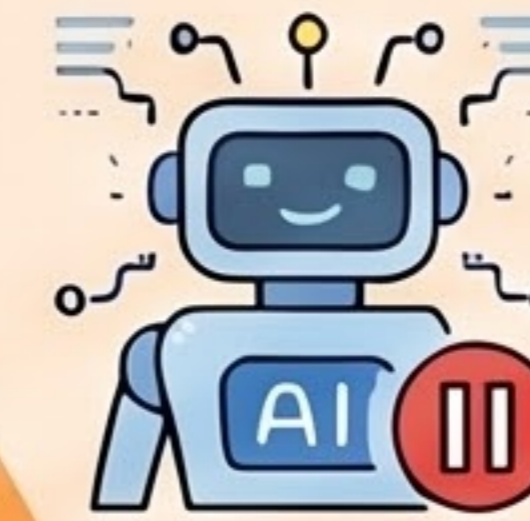
例：クレーム作成、拒絶理由応答、FTO分析、ライセンス契約。これらは弁理士法・善管注意義務に基づき人間が固定。



例外：HOTL (Human-on-the-Loop)

AIの自律実行を人間が監視・中断できる設計。先行技術調査やNDAレビューなど、判断の補助として活用。

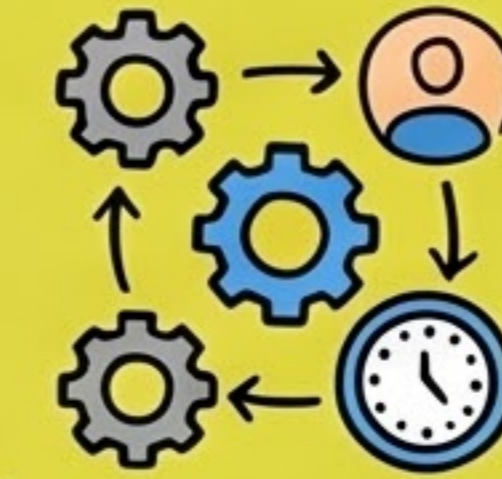
例：先行技術調査のスクリーニング、IPランドスケープ、NDA定型レビュー、類似発明調査。



限定領域：HOOTL (Human-out-of-the-Loop)

起動後は人間の介入なしに自律実行。年金期限管理や定型的なブランド巡回など、決定論的タスクに限定。

例：年金・期限の機械的更新通知、ブランドモニタリングの自動巡回（ヒット時のみ人間介入）。



HOOTL化を阻む「5つの法的天井」



1. 資格法（弁理士法・弁護士法）
弁理士以外の書翰作成（非弁行為）の禁止。AI生成物を検討せずそのまま使用することは善管注意義務違反のリスク。



2. 自然人要件（発明者・意匠・商標）
DABUS事件判決により、発明者は「自然人」に限定。AIが自律的に行った発明は特許を受けられない。



3. 秘密保持と新規性喪失
公開LLMへの入力は営業秘密管理性を失う恐れがあり、かつ電気通信回線を通じた「公衆への公開」とみなされ新規性を失うリスクがある。



4. 著作権侵害リスク
特定クリエイターのLoRA利用や、海賊版学習データの利用は「不当に害する場合」として侵害となる可能性。



5. ハルシネーション検証義務
AIが生成した架空の特許番号や判例に基づく意見書作成は、専門家としての拙力（Competence）違反となる。

令和7年（2025年）：AI推進法施行

2026年：EU AI Act 適用開始